

2-3. 良好な景観の形成に関する方針

1) 景観形成の基本方針

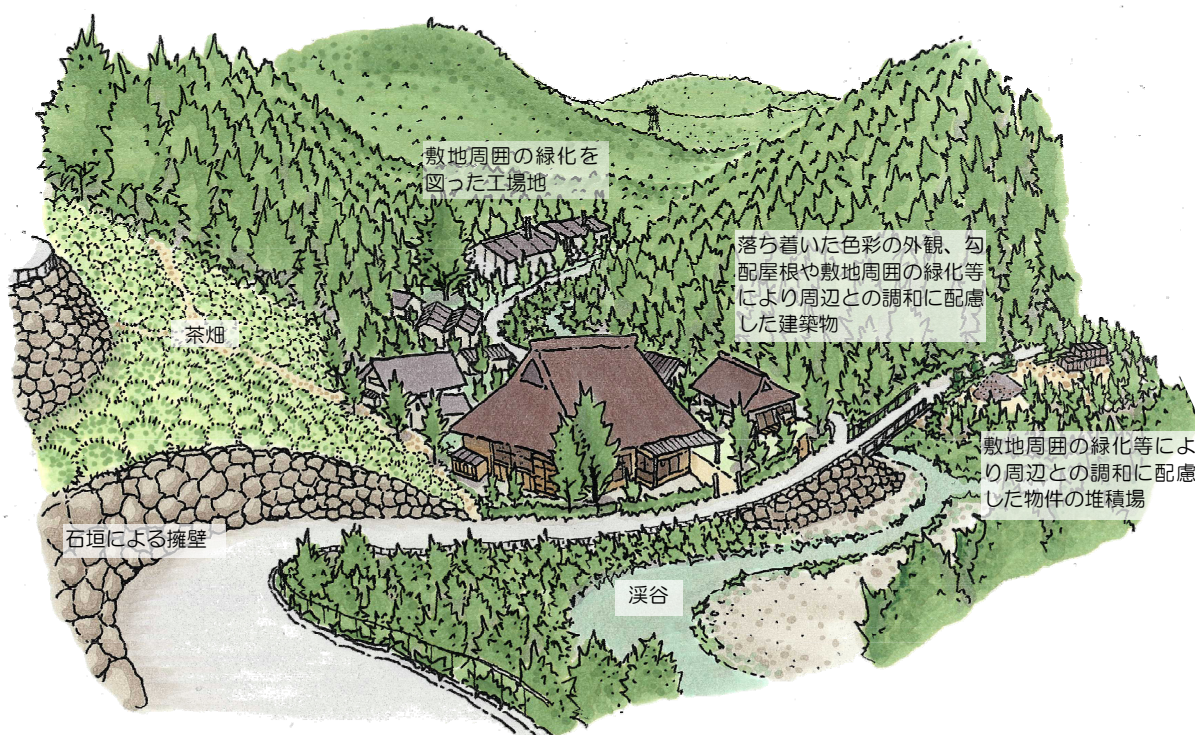
風景づくり基本計画に定める次の4つの目標を景観計画区域共通の基本方針として、景観形成区分ごとにそれぞれの景観特性に応じた景観形成方針を定める。

1. 鈴鹿山系から琵琶湖につながる水と緑の風景を大切にする
2. 悠久の歴史と文化の薫る風景を未来に引き継ぐ
3. うるおいとにぎわいのある暮らしの風景を創造する
4. 市民が共感し、みんなでふるさとの風景を育てる

2) 景観ゾーンの景観形成方針

景観形成区分	景観形成方針
鈴鹿山系ゾーン	鈴鹿山系ゾーンは、山地、樹林、溪谷等の豊富な自然景観と、それらと密接な関係の中で生まれた木地師文化の生活が残る山村集落の景観が見られる。また、山麓には古来より受け継がれてきた古刹が見られ、鈴鹿山系の奥深い自然環境と一体となった景観を呈している。 そのため、山並や緑と水の自然景観を保全することを基本とする。 建築物や屋外広告物、水辺の護岸等については、周辺の自然景観や山村集落景観と調和させる。また、山麓の茶畑や谷津田等の農地は、その営みも含んだ維持・保全を図り、古刹景観についてもその周辺景観を含め保全する。

〈鈴鹿山系ゾーンの誘導イメージ〉



景観形成区分	景観形成方針
田園ゾーン	田園ゾーンは、本市が有する広大な農地の広がりのある景観と共に、農家住宅、農舎や水路、社寺、鎮守の森等が一体となった伝統的な農村集落が点在する特徴的な景観を呈している。 そのため、自然と生活・生業が調和した田園風景や集落景観を保全・活用・育成することを基本とする。 水田、畑地や農業施設を持続的な営農活動により保全すると共に、建築物や屋外広告物等については、周辺ののどかな田園風景や里山景観等と調和した景観形成を図る。

〈田園ゾーンの誘導イメージ〉



景観形成区分	景観形成方針
市街地ゾーン	市街地ゾーンは、用途地域等の各地域特性に応じてにぎわいと安らぎのある多様な景観を呈している。 そのため、住宅地においては、それぞれの住宅地特性やコミュニティに応じたうるおいと安らぎを感じる快適な街並を保全・創出することを基本とし、敷地内緑化の推進や建築物等の落ち着いた形態・意匠の統一を図る。 駅前等商業地においては、商店街等の商業活性化につながる風格と活力に満ちた魅力的な商業地景観を創造することを基本とし、交通の要衝として栄えた市場町などの歴史・文化を活かしたまちづくり等、商業振興と一体となった景観形成を図る。 工業地においては、周辺環境と調和した景観形成を図ることを基本とし、沿道の工場緑化の推進や大規模建築物・工作物等の形態・意匠の景観配慮を図る。

〈市街地ゾーンの誘導イメージ〉

